

医師確保計画策定部会運営要領（案）

（令和元年 月 日 医一 ）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、秋田県地域医療対策協議会設置要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき設置する秋田県地域医療対策協議会医師確保計画策定部会（以下「部会」という。）の運営等に関して必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 秋田県医師確保計画の策定に係る専門の事項を調査審議させるため、秋田県地域医療対策協議会に部会を設置する。

（組織及び委員の任期）

第 3 条 部会の委員の定数は、7 人以内とする。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、次の各号に掲げる組織に属する者のうちから、当該各号に掲げる人数の範囲内で秋田県地域医療対策協議会会長が指名する。

(1) 秋田大学医学部 2 人以内

(2) 秋田県医師会 2 人以内

(3) 秋田県病院協会 3 人以内

3 委員の任期は、指名の日から令和 2 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第 4 条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、部会の議長となる。

3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会長は必要があると認めるときは、部会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

6 委員（部会長を除く。）は、やむを得ない事由があるときは、当該委員の所属する医療機関及び団体のうちから、当該委員が適当と認める者を代理委員に選任し、部会に出席させることができる。この場合において、第 3 項中「委員」とあるのは、「委員（代理委員を含む。）」と読み替えるものとする。

（庶務）

第 5 条 部会の庶務は、秋田県健康福祉部医務薬事課医療人材対策室が行う。

（委任規定）

第 6 条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、令和元年 7 月 日（決裁の日）から施行する。

## ○ 2019年度医師確保計画策定スケジュール(案)

時期	
2019年 7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1回地域医療対策協議会(7/3) : 骨子案・スケジュール案協議</li> <li>● 厚労省 : 医師偏在指標確定</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2回地域医療対策協議会(8月下旬頃) : 厚労省発表値報告等</li> <li>● 第1回医師確保計画策定部会(8月下旬頃) : 叩き台検討・医師少数スポット設定等</li> </ul>
9月	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2回医師確保計画策定部会 : 見直し案検討</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第3回地域医療対策協議会 : 中間報告</li> <li>● 保険者協議会 : 計画素案に対する意見聴取</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 12月議会 : 計画素案説明</li> <li>● パブリックコメント</li> </ul>
2020年 1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第3回医師確保計画策定部会 : 計画最終案策定</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2月議会 : 計画最終案説明</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第4回地域医療対策協議会 : 最終案報告</li> <li>● 秋田県医療審議会 : 計画決定</li> </ul>